

2007年6月18日

参議院法務委員会 委員長殿 各委員殿

犯罪被害者等の訴訟参加に関する法律案の廃案を求めます

市民の裁判員制度・つくろう会
代表 高野孟（ジャーナリスト）
世話人 石井清司（作家）
同 蟹瀬誠一（ジャーナリスト）
同 小池振一郎（弁護士）
同 三枝成彰（作曲家）
同 相馬雪香（財団法人尾崎行雄記念財団副会長）
同 俵萌子（評論家）
同 林静一（画家）
同 宮澤節生（青山学院大学法科大学院教授）

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」は、十分に議論されることもないまま、参議院に送られました。

当会は、慎重審議を求めてこの法案の廃案を求めます。

併せて、「被害者参加人」が在廷することにより様々な懸念を引き起こすことを主張します。

検察と被告・弁護人という当事者以外の被害者等が法廷に入ることは、刑事裁判が被害者の私的報復手段に用いられ、被害者が逆恨みされて報復が連鎖するような状況に陥る危険性があり、現に一部の被害者団体からは被害者の希望する真相解明、名誉の快復、適正な処罰が却って損なわれるという指摘もなされています。

また、検察官に合理的な疑いを超える程度までの有罪の立証責任があつて無罪を推定されている被告・弁護人が、被害者の主張に対して弁明や反論がしにくくなることは、被告人の正当な防御権を侵害することにもなります。

この制度の適用される事件は、2009年から開始される「裁判員が参加する刑事裁判」の対象とされている犯罪事件にほぼ重なり合つて強く関連づけられているように思われます。審理中、「被害者参加人」より証拠に基づかない発言が出される可能性もあるため、刑事裁判の本質から逸脱する恐れがあります。

公正・適正な刑事裁判を実現するための公判廷において訴訟運営や裁判員・裁判官の自由な心証形成過程において上に述べた問題が払拭されません。

司法制度については、取調べの可視化や検察官の保有する証拠の全面開示など刑事裁判手続の全体の見直しを優先すべきであるにも関わらず、このような法案が提出さ

れていることに疑問を禁じえません。

当会としては、犯罪被害者対策としてもこの法案の成立より、福祉・医療の観点から、複合的な支援と補償が実施されるよう早急な立法措置がなされることを強く要請します。

以上